

労務関連ニュースレター

October 2024

In brief

労働者災害補償保険法施行規則の改正によって、2024年11月1日よりフリーランスが労災保険へ特別加入できるようになります。その他、厚生労働省から発出された以下についてご紹介します。

- ・企業型DC、iDeCoの拠出限度額の見直しについて
- ・企業型DCの拠出限度額見直しに伴うDB(確定給付企業年金)等の対応について
- ・マイナンバーカード健康保険証の利用開始について
- ・2024年度の地域別最低賃金について

In detail

1. フリーランスの労災保険への特別加入について(労働者災害補償保険法施行規則)

フリーランス(特定受託事業者※1)が、労災保険に特別加入できることが決定されました。労災保険に特別加入することで、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して補償を受けられるようになります。この改正は2024年11月1日に施行されますので、内容をご紹介します。

(1) 内容

詳細	
労災保険の特別加入制度	労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に、「特別加入」として任意で加入でき、補償を受けることが可能。
対象事業	① フリーランスが企業等(業務委託事業者※2)から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業) ② フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業(ただし、個人タクシー業者や建設業の一人親方等、他に特別加入することが可能な事業または作業を除く)
加入手続き	都道府県労働局長の承認を受けた「特別加入団体」が加入申請者として手続きを行う。 フリーランスが特別加入団体に申し込むことで、特別加入団体が所轄労働基準監督署を経由して加入申請書等を都道府県労働局長へ提出する。
年間保険料	休業等における保険給付の額を算定する際の基礎として用いられる給付基礎日額(※3)の365日分の0.3% 給付基礎日額が10,000円の場合: $10,000\text{円} \times 365\text{日} \times 0.3\% = 10,950\text{円}$ (年間保険料)

(2) 施行日

2024年11月1日

(※1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの

(※2) 業務委託を行う事業者

(※3) 1日当たりの収入を基準として、加入時に3,500円から25,000円までの16段階から選択

「フリーランスの労災保険への特別加入について」の詳細は、以下の厚生労働省のウェブサイトおよびリーフレットでご確認ください。

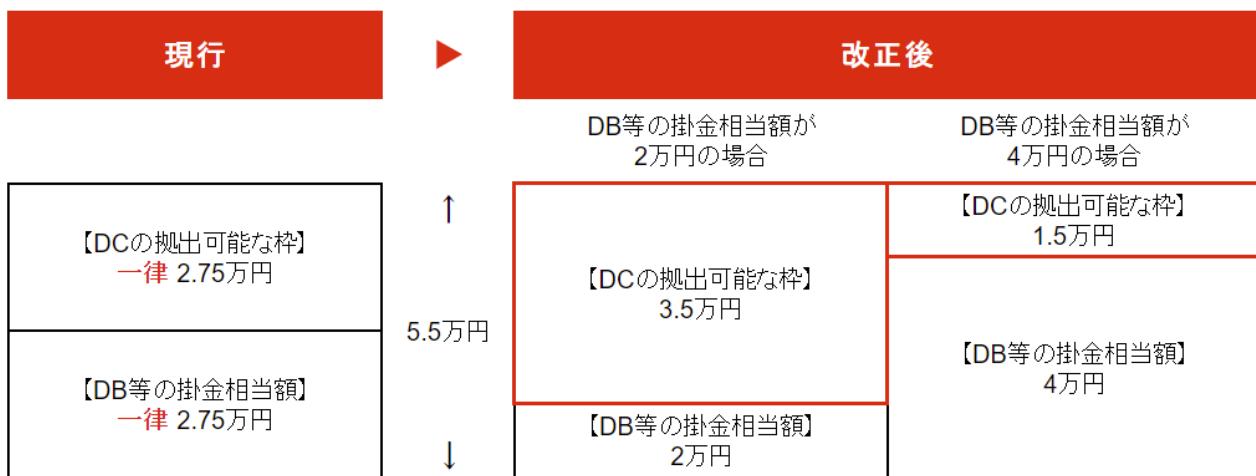
- ・令和 6 年 11 月から「フリーランス」が労災保険の「特別加入」の対象となります
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1_00010.html
- ・リーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/001262830.pdf>

2. 企業型 DC、iDeCo の拠出限度額の見直しについて

企業型 DC(企業型確定拠出年金)および iDeCo(以下「DC」)について、確定給付型企業年金等(以下「DB 等」)の他制度を組み合わせて実施している場合の拠出限度額が 2024 年 12 月 1 日より見直されますので、内容をご確認ください。

(1) 改正の内容

企業型 DC の事業主掛金の拠出可能な枠は、月額 55,000 円から DB 等の掛金相当額を控除した額になります。iDeCo の拠出可能な枠は、DC の拠出可能な枠から企業型 DC の事業主掛金を控除した額(上限 20,000 円)となります。



(2) 経過措置

本改正の施行の際、既に現行の制度で承認を受けた企業型 DC 規約に基づいて企業型 DC を実施している事業主については、旧制度(現行制度)が適用されます。ただし、施行日以後に新たに企業型 DC を実施した場合や企業型 DC の事業主掛金の算定方法、確定給付型の給付設計を変更する規約変更を行った場合等は、経過措置の適用を終了し、新制度が適用されます。

(3) 施行日

2024 年 12 月 1 日

「企業型 DC、iDeCo の拠出限度額の見直しについて」の詳細は、以下の厚生労働省のウェブサイトおよびリーフレットでご確認ください。

- ・企業型 DC、iDeCo の拠出限度額に DB 等の他制度ごとの掛金相当額を反映(2024 年 12 月 1 日施行)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html#202412>

- ・リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000823725.pdf>

3. 企業型 DC の拠出限度額見直しに伴う DB(確定給付企業年金)等の対応について

前項のとおり、2024 年 12 月 1 日から、企業型 DC および iDeCo の拠出限度額が見直され、DB 等による他制度ごとの実際の拠出額を反映するようになります。この改正に伴う DB 等の対応について、厚生労働省からの案内をご確認ください。

企業型 DC の拠出限度額見直しに伴う DB(確定給付企業年金)等の対応についての詳細は、以下の厚生労働省のウェブサイトでご確認ください。

- ・確定給付企業年金制度の主な改正(令和 6 年 12 月 1 日施行)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00041.html

4. マイナンバーカード健康保険証の利用開始について

2021 年 10 月より、健康保険証の代わりにマイナンバーカードを使って医療機関を受診できるようになりましたが、2024 年 12 月 2 日以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用する運用が本格稼働することに伴い、新規で健康保険証は発行されなくなります。運用の詳細について、厚生労働省より詳細が公表されていますので、内容をご確認ください。

(1) 健康保険証の廃止について

- ① 2024 年 12 月 2 日以降、新規で健康保険証は発行されません。
- ② すでに発行されている健康保険証は、2025 年 12 月 1 日まで使用が可能です。

(2) マイナンバーカードの利用について

- ① マイナポータル等から利用登録を行うことで、マイナ保険証が利用できるようになります。
- ② マイナンバーカードを所有していない、または、マイナ保険証の利用登録をしていない場合は、「資格確認書」を用いて医療機関の受診、薬局での受付が可能です。

(3) 事業主が実施しなければならない事項について(全国健康保険協会に加入の事業主の場合)

詳細	
資格取得届および被扶養者異動届の提出	事実があった日から 5 日以内に、マイナンバーを記載した資格取得届を日本年金機構等へ届け出なければなりません。
資格情報のお知らせと加入者情報の配付	資格情報のお知らせおよび加入者情報(マイナンバーの下 4 桁)が 2024 年 9 月以降、順次事業主へ送付されています。従業員分とその被扶養者分それぞれを個人別に封入してありますので、各人に配布ください。
健康保険証および資格確認書の回収	・2025 年 12 月 1 日までに退職した場合は、引き続き回収が必要です。 ・有効期限内(発行から 4~5 年以内)に退職した場合、回収が必要です。

政府管掌の健康保険(全国健康保険協会)ではない健康保険組合に加入している事業主については、健康保険組合によって運用が異なりますので、加入先の健康保険組合へご確認ください。

マイナンバーカード健康保険証の利用開始についての詳細は、以下の厚生労働省および全国健康保険協会のウェブサイトでご確認ください。

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

- ・今から使おう！マイナ保険証(全国健康保険協会)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/mytourokukakunin/>

5. 2024 年度の地域別最低賃金について

2024 年度の地域別最低賃金が 10 月 1 日から下旬までの間に順次発効しました。最低賃金は、年 1 回、厚生労働省の中央最低賃金審議会が目安を示し、各都道府県で実際の引き上げ額を決定します。

2024 年度については、昨年より引き続く消費者物価の上昇や賃金上昇率が増加傾向にあることを背景に、50 円が引き上げ額の目安として中央最低賃金審議会から示されていましたが、実際は 47 都道府県で 50~84 円の引き上げが決定されました。各都道府県で決定された上昇額は全国加重平均で 51 円となり、1978 年度の最低賃金の目安制度開始以降で、過去最高額となりました。その結果、全国加重平均の時給額は 1,055 円となりました。

主な都道府県の最低賃金は以下のとおりです。

	2024 年度	(2023 年度)	発効年月日
東京都	1,163 円	1,113 円	2024 年 10 月 1 日
神奈川県	1,162 円	1,112 円	
大阪府	1,114 円	1,064 円	

各都道府県別の地域別最低賃金額は以下の厚生労働省ウェブサイトでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html

※本ニュースレターは 2024 年 10 月 8 日現在の情報に基づき作成しています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の責任者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 社会保険労務士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 OtemachiOne

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/outsourcing/hr-consulting.html>

シニアマネージャー
岩岡 学

マネージャー
兵頭 美樹

マネージャー
佐分 聖美

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwCJapan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

PwC アウトソーシングサービス合同会社および PwC 社会保険労務士法人は、PwC 税理士法人および PwC 弁護士法人とも連携し、記帳代行、給与計算および支払代行サービス等に加え、人事労務サービス、給与計算サービス、社会保険コンサルティングサービス等、より広範囲にわたるアウトソーシングサービスを提供いたします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Labor and Social Security Attorney Corporation. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.